

市民一斉清掃のお知らせ

回																				
覧																				

市民一斉清掃に参加しましょう！

市民一斉清掃は、地域ぐるみによる自主的な清掃活動を通じて、市民一人一人が意識の高揚を図りながらよりよい地域の環境づくりを行い、緑と花があふれるごみのない美しい郷土長崎の街づくりを推進することを目的としています。

1 実施日時

日 時 令和 年 月 日 () 時 分～
令和 年 月 日 () 時 分～

※変更等については、自治会等の指示に従ってください。

2 清掃の場所等

- (1) **道路・歩道・公園など公共の場所**の散乱ごみ（空き缶、たばこの吸い殻等）の清掃。
- (2) 空き地、河川、海岸、港湾、漁港等の清掃については、所有者もしくは管理者で実施できないかの相談を行っていただくとともに、清掃を実施する場合のごみの排出場所の確保について事前に管理者との調整を行ってください。

3 ごみの出し方

- (1) **ボランティアごみ袋への袋詰め又は紐等で束ねて**出す。
- (2) 車の配車を希望している団体を除き、次のごみ収集日以降に収集するため、**ごみステーションに出す**。なお、**6月中と9月下旬から10月末までは、1箇所のごみステーションで20袋まで出すことができます**。その他の日程では、1箇所のごみステーションで9袋までとなります。
※想定よりごみ量が多い場合など、普段のごみ収集に支障が出るおそれがあるときは、資源循環課へ、至急ご連絡ください。

4 市民一斉清掃で出せないごみ（以下のごみは**収集できません**）

- (1)家庭や商店、事務所等から出るごみ
- (2)産業廃棄物（コンクリート、金属片など）
- (3)粗大ごみ（家具類、小型家電製品、自転車等）
- (4)有害ごみ（廃油、廃液、薬品など）
- (5)流動ごみ（ヘドロ、土砂など）
- (6)処理困難物（タイヤ、バッテリー、消火器など）
- (7)資源リサイクル関係法対象製品（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン）

5 参加される時の注意点

別添「市民一斉清掃参加の皆様へ（注意事項）」をご参照ください。

作業中のけがや蜂刺され、飛び石による事故等は、住民活動保険の対象になる場合がありますので、清掃日の翌日以降に自治振興課（☎829-1134）へご相談ください。

※ほうき、軍手、紐等は各団体でご用意をお願いします。

連絡先

事務局 長崎市「街を美しくする運動」推進協議会 ☎829-1159（長崎市資源循環課内）